

地球温暖化対策実行計画第 3 次計画と第 4 次計画の変更点

①気候変動適応法の適用

平成 28 年(2016 年)の第 3 次地球温暖化対策実行計画中間検証後、地球温暖化その他の気候の変動に起因する気候変動影響が生じていることから、平成 30 年(2018 年)に気候変動適応法が施行されました。第 4 次地球温暖化対策実行計画では、適応策など気候変動適応法の概念を新しく取り入れ、より多様な問題へ対応できるように変更いたしました。

②二酸化炭素削減目標の変更

国が目標値を従来の 2030 年度までに二酸化炭素を 26%削減(2013 年度比)から 2030 年度までに 46%(2013 年度比)へ引き上げたことを受け、本計画も 2030 年度までに 46%以上削減へ目標を引き上げました。また 2050 年度までに二酸化炭素排出量実質 0 を目指します。

③二酸化炭素削減量・効果を細分化

第 3 次計画では一つ一つの行動((例)ワットチェッカーの貸し出し・太陽光発電設備設置など)に対し、目標値を達成した場合に、削減できる二酸化炭素量が示されていました。一人が二酸化炭素削減のために頑張るのではなく、一人ひとりが削減のため行動する必要性を示すため、身近な行動((例)シャワーの時間を 1 分減らす、テレビを見る時間を 1 時間減らすなど)で減らせる量を示し、一人ひとりが取り組むことの重要性を示しました。